兵庫県道路公社・回数券通行約款

（昭和 61 年 8 月 23 日決定）

（趣　旨）

第１条　兵庫県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路の回数券の発売、払いもどし及び使用に関する契約は、この約款による。

（発　売）

第２条　回数券は別表のとおり発売する。

（効　力）

第３条　回数券は、１券片をもって券面表示の車種に属する車両１台通行１回に限り、券面表示事項に従って使用する。

（通用期間）

第４条　回数券の通用期間は公社が通用開始日を特に指定しない限り、発売日から料金徴収期間満了の日までとする。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとする。

一　当該回数券が廃止されたとき。

二　法令又は、これに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

（無　効）

第５条　回数券は次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

一　券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。

二　券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

三　その他不正通行の手段として使用したとき。

（通行の禁止）

第６条　公社が業務上必要があると認めるときは、回数券による通行を禁止する。

（払いもどし）

第７条　発売した回数券は原則として払いもどしをしない。ただし、自らの使用目的で取得したもので次の各号の一に該当するときはこの限りでない。

一　料金徴収期間が満了したとき。

二　当該回数券が廃止されたとき。

三　法令又は、これに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

四　通行料金の額に変更があったとき。

五　公社が業務上必要があると認め、回数券による通行を禁止したとき。

六　営業区間の変更により新たに発行される回数券に買いかえるとき。

七　その他、公社が払いもどしの必要があると認めたとき。

（周知方法）

第８条　第７条（ただし、同条第７号を除く。）の事由が発生したときは、券面表示の区間の料金所において必要事項を掲示する。

ただし、公社が特に必要があると認めるときは、兵庫県公報等に必要事項を掲載する。

（払いもどし期間）

第９条　回数券の払いもどし期間は、第７条各号の事由が発生した日から６ヵ月間とする。ただし、第７条第１号から第６号に該当する場合で、公社がやむを得ないと認めた時は１ヵ年間とする。

（払いもどしの場所等）

第 10 条　回数券の払いもどし場所は、券面表示の有料道路を管理する管理事務所又は本社とし、公社が定める回数券払い戻し請求書を提出するものとする。

（払いもどし額）

第 11 条　回数券の払いもどし額は、次の各号に掲げるところによる。

一　第 7 条第 1 号から第 6 号に該当する場合。

$$\text{払いもどし額（円未満切り捨て）} = \frac{\text{回数券の発売価格}}{\text{回数券の綴り枚数}} \times \text{残存枚数}$$

二　第 7 条第 7 号に該当する場合。

払いもどし額=回数券の発売価格−{(使用枚数×通行料金)+手数料}

2　前項第 2 号の場合における手数料は、回数券 1 冊につき 200 円とする。

（再発行）

第 12 条　回数券は再発行しない。

附　則

この要領は昭和 61 年 9 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は昭和 63 年 11 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は平成元年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は平成 5 年 12 月 21 日から実施する。